

## 議案第5号

杉並区立こども発達センター条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月9日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区立こども発達センター条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区立こども発達センター条例（平成8年杉並区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号及び第2号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項第3号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第2条 杉並区立重症心身障害児通所施設条例（平成27年杉並区条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第3条 杉並区立すぎのき生活園条例（昭和62年杉並区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第4条 杉並区立身体障害者通所施設条例（平成4年杉並区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第5条 杉並区子ども・子育て会議条例（平成25年杉並区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第3条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

第6条 杉並区立子供園条例（平成21年杉並区条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第7条 杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年杉並区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第8条 杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年杉並区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、

同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第37条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同条第4項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第9条 杉並区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成26年杉並区条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第87条」を「第82条」に改める。

第10条 杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条に規定する児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例（令和元年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号エ（ク）中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法等の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

## 杉並区立こども発達センター条例等の一部を改正する条例新旧対照表

## 第1条による改正（杉並区立こども発達センター条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(使用料等)</p> <p>第5条 センターの使用料は、無料とする。ただし、次の各号に掲げる事業を利用する者は、当該各号に定める額を納めなければならない。</p> <p>(1) 児童発達支援又は保育所等訪問支援 法第21条の5の3第2項第1号に規定する障害児通所支援の種類ごとに指定通所支援に通常要する費用（通所特定費用を除く。）につき、<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額）</p> <p>(2) 障害児相談支援 法第24条の26第2項に規定する指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助（以下「指定障害児相談支援」という。）に通常要する費用につき、<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害児相談支援に要した</p>	<p>(使用料等)</p> <p>第5条 センターの使用料は、無料とする。ただし、次の各号に掲げる事業を利用する者は、当該各号に定める額を納めなければならない。</p> <p>(1) 児童発達支援又は保育所等訪問支援 法第21条の5の3第2項第1号に規定する障害児通所支援の種類ごとに指定通所支援に通常要する費用（通所特定費用を除く。）につき、<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額）</p> <p>(2) 障害児相談支援 法第24条の26第2項に規定する指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助（以下「指定障害児相談支援」という。）に通常要する費用につき、<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害児相談支援に要した</p>

費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額)

(3) 計画相談支援 障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援（以下「指定計画相談支援」という。）に通常要する費用につき、主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額)

2 略

費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額)

(3) 計画相談支援 障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援（以下「指定計画相談支援」という。）に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額)

2 略

第2条による改正（杉並区立重症心身障害児通所施設条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(使用料等) 第5条 通所施設の使用料は、無料とする。ただし、児童発達支援を受ける者は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する障害児通所支援の種類ごとに指定通所支援に通常要する費用（通所特定費用を除く。）につき、 <u>内閣総理大臣</u> が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除	(使用料等) 第5条 通所施設の使用料は、無料とする。ただし、児童発達支援を受ける者は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する障害児通所支援の種類ごとに指定通所支援に通常要する費用（通所特定費用を除く。）につき、 <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除

く。)の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額)を納めなければならない。

2 略

く。)の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額)を納めなければならない。

2 略

第3条による改正(杉並区立すぎのき生活園条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>(使用料等)</p> <p>第4条 生活園を利用する者は、法第29条第3項第1号に規定する障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用(特定費用を除く。)につき、<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)を納めなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(使用料等)</p> <p>第4条 生活園を利用する者は、法第29条第3項第1号に規定する障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用(特定費用を除く。)につき、<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)を納めなければならない。</p> <p>2 略</p>

第4条による改正(杉並区立身体障害者通所施設条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>(使用料等)</p> <p>第5条 通所施設を利用する者(以下「利用者」という。)は、法第29条第3項第1号に規定する障害福祉サー</p>	<p>(使用料等)</p> <p>第5条 通所施設を利用する者(以下「利用者」という。)は、法第29条第3項第1号に規定する障害福祉サー</p>

ビスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）を納めなければならない。

2 略

ビスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）を納めなければならない。

2 略

第5条による改正（杉並区子ども・子育て会議条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第1項</u>の規定に基づき、区長の附属機関として、杉並区子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3条 子ども・子育て会議は、<u>法第72条第1項各号</u>に掲げる事務を処理するほか、区長が必要と認める事項について意見を述べるものとする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条第1項</u>の規定に基づき、区長の附属機関として、杉並区子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3条 子ども・子育て会議は、<u>法第77条第1項各号</u>に掲げる事務を処理するほか、区長が必要と認める事項について意見を述べるものとする。</p>

第6条による改正（杉並区立子供園条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
-------	-------

<p>(事業)</p> <p>第2条 子供園は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条第1項</u>の規定に基づき文部科学大臣が定めるものをいう。）に従って編成された教育課程に基づく教育（以下「短時間保育」という。）の実施に関すること。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 子供園は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条</u>の規定に基づき文部科学大臣が定めるものをいう。）に従って編成された教育課程に基づく教育（以下「短時間保育」という。）の実施に関すること。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p>
---	--

第7条による改正（杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を適切に提供しなければならない。</p>	<p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を適切に提供しなければならない。</p>

第8条による改正（杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(利用定員)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u> _____ に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u> _____ に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u> _____ に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第2号</u> _____ に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園</p>	<p>(利用定員)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園</p>

又は幼稚園に限る。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、抽選又は利用の申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念又は基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高

又は幼稚園に限る。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、抽選又は利用の申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念又は基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高

いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

#### 4及び5 略

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

#### 第7条 略

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該

いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

#### 4及び5 略

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

#### 第7条 略

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該

当する法第19条各号 \_\_\_\_\_ に掲げる  
小学校就学前子どもの区分、教育・保  
育給付認定の有効期間、保育必要量等  
を確認するものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 略

2及び3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支  
払を受ける額のほか、特定教育・保育  
において提供される便宜に要する費用  
のうち、次に掲げる費用の額の支払を  
教育・保育給付認定保護者から受ける  
ことができる。

(1)及び(2) 略

(3) 食事の提供(次に掲げるものを  
除く。)に要する費用

ア 次に掲げる令第4条第1項に規  
定する満3歳以上教育・保育給付  
認定子ども(以下「満3歳以上教  
育・保育給付認定子ども」とい  
う。)のうち、その教育・保育給  
付認定保護者及び当該教育・保育  
給付認定保護者と同一の世帯に属  
する者に係る令第4条第2項第2  
号に規定する市町村民税所得割合  
算額がそれぞれ次に定める金額未  
満であるものに対する副食の提供  
(ア) 法第19条第1号 \_\_\_\_\_ に  
掲げる小学校就学前子どもに該

当する法第19条第1項各号に掲げる  
小学校就学前子どもの区分、教育・保  
育給付認定の有効期間、保育必要量等  
を確認するものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 略

2及び3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支  
払を受ける額のほか、特定教育・保育  
において提供される便宜に要する費用  
のうち、次に掲げる費用の額の支払を  
教育・保育給付認定保護者から受ける  
ことができる。

(1)及び(2) 略

(3) 食事の提供(次に掲げるものを  
除く。)に要する費用

ア 次に掲げる令第4条第1項に規  
定する満3歳以上教育・保育給付  
認定子ども(以下「満3歳以上教  
育・保育給付認定子ども」とい  
う。)のうち、その教育・保育給  
付認定保護者及び当該教育・保育  
給付認定保護者と同一の世帯に属  
する者に係る令第4条第2項第2  
号に規定する市町村民税所得割合  
算額がそれぞれ次に定める金額未  
満であるものに対する副食の提供  
(ア) 法第19条第1項第1号に  
掲げる小学校就学前子どもに該

当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

(イ) 法第19条第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 5万7,700円  
（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）

イ 次に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども（以下「負担額算定基準子ども」という。）又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、学校教育法（昭和22年法律第26号）第49条の5に規定する義務教育学校の前期課程又は同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ次に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを

当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

(イ) 法第19条第1項第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 5万7,700円  
（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）

イ 次に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども（以下「負担額算定基準子ども」という。）又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、学校教育法（昭和22年法律第26号）第49条の5に規定する義務教育学校の前期課程又は同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ次に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを

除く。)

(ア) 法第19条第1号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども (当該負担額算定基準子どもと同一の世帯に属する負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子どものうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。) である者

(イ) 法第19条第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども (そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。) である者

ウ 略

(4)及び(5) 略

5及び6 略

(特定教育・保育の内容)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じた特定教育・保育を適切に提供しなければならない。

(1)及び(2) 略

除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども (当該負担額算定基準子どもと同一の世帯に属する負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子どものうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。) である者

(イ) 法第19条第1項第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども (そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。) である者

ウ 略

(4)及び(5) 略

5及び6 略

(特定教育・保育の内容)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じた特定教育・保育を適切に提供しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針

## 2 略

（運営規程）

第20条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設ごとに、次に掲げる特定教育・保育施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。）及び時間並びに提供を行わない日

(5)～(11) 略

（特別利用保育の基準）

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法第25条\_\_\_\_\_の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

## 2 略

（運営規程）

第20条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設ごとに、次に掲げる特定教育・保育施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。）及び時間並びに提供を行わない日

(5)～(11) 略

（特別利用保育の基準）

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）

- が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供しているもの」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同条第1号
- が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供しているもの」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同項第1号

又は第2号」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「法第19条第2号」とあるのは「特別利用保育を受ける法第19条第1号」に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び同条第2号」と読み替えるものとする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する設置基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している

又は第2号」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」とあるのは「特別利用保育を受ける法第19条第1項第1号」に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び同項第2号」と読み替えるものとする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する設置基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している

同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号 \_\_\_\_\_ に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「第19条第1号 \_\_\_\_\_」とあるのは「第19条第2号 \_\_\_\_\_」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同条第1号又は第2号」と、「の同号」とあるのは「の同条第1号」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども及び特別利用教育を受ける同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付

同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号 \_\_\_\_\_ に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「第19条第1項第1号 \_\_\_\_\_」とあるのは「第19条第1項第2号 \_\_\_\_\_」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同項第1号又は第2号」と、「の同号」とあるのは「の同項第1号」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども及び特別利用教育を受ける同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付

認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」と読み替えるものとする。

### 第37条 略

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業所ごとに、法第19条第3号 に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等に係るものにあつては共済組合等の構成員の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号 に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子ども

認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」と読み替えるものとする。

### 第37条 略

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業所ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等に係るものにあつては共済組合等の構成員の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子ども

に区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 略

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子ども（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号）に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含み、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては当該特定利用地域型保育

に区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 略

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子ども（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号）に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含み、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては当該特定利用地域型保育

の対象となる同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。第40条第2項を除き、以下この節において同じ。) に対し自ら適切な地域型保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(特定地域型保育の内容)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じた特定地域型保育を適切に提供しなければならない。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

の対象となる同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。第40条第2項を除き、以下この節において同じ。) に対し自ら適切な地域型保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(特定地域型保育の内容)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じた特定地域型保育を適切に提供しなければならない。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（当該特定地域型保育事業者が特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（当該特定地域型保育事業者が特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、当
- 2 特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（当該特定地域型保育事業者が特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（当該特定地域型保育事業者が特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、当

該特定地域型保育事業所の同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、抽選又は利用の申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念又は基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考するものとする。

#### 4 略

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号 \_\_\_\_\_ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号 \_\_\_\_\_ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用

該特定地域型保育事業所の同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、抽選又は利用の申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念又は基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考するものとする。

#### 4 略

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用

地域型保育の対象となる同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員を超えないものとする。

地域型保育の対象となる同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員を超えないものとする。

第9条による改正 (杉並区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第82条</u>の規定に基づく過料について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第87条</u>の規定に基づく過料について必要な事項を定めるものとする。</p>

第10条による改正 (杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条に規定する児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>(児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 杉並区は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第1項の規定により法第7条第10項第4号に掲げる施設とみなされる施設に</p>	<p>(児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 杉並区は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第1項の規定により法第7条第10項第4号に掲げる施設とみなされる施設に</p>

係る法第30条の11第1項の規定による施設等利用費の支給については、特定子ども・子育て支援施設等である当該施設のうち、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号で定める基準を満たすものが提供する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとする。

(1) 児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設であつて、1日に保育する小学校就学前子どもの数が6人以上であるもの 次に掲げる基準を満たしていること。

ア～ウ 略

エ 保育の内容等に関する基準は、次のとおりとする。

(ア)～(キ) 略

(ク) 保育に従事する者が内閣総理大臣が定める指針を理解する機会を設ける等、保育に従事する者の人間性及び専門性の向上が図られていること。

(ケ)～(ス) 略

オ及びカ 略

(2)～(4) 略

係る法第30条の11第1項の規定による施設等利用費の支給については、特定子ども・子育て支援施設等である当該施設のうち、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号で定める基準を満たすものが提供する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとする。

(1) 児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設であつて、1日に保育する小学校就学前子どもの数が6人以上であるもの 次に掲げる基準を満たしていること。

ア～ウ 略

エ 保育の内容等に関する基準は、次のとおりとする。

(ア)～(キ) 略

(ク) 保育に従事する者が厚生労働大臣が定める指針を理解する機会を設ける等、保育に従事する者の人間性及び専門性の向上が図られていること。

(ケ)～(ス) 略

オ及びカ 略

(2)～(4) 略